平成２５年（フ）第２３７号
高知市比島町２丁目８番36号
債務者　藤川　和憲
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４７号
高知市六泉寺町200番地３　ガーデンヒルズ1005号
債務者　市原　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４８号
高知市百石町３丁目20番９号　五条ハイツ301号
債務者　松岡　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５０号
東京都青梅市今寺２丁目503番地グランデュール増田201
債務者　神永　浩幸
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７４号
東京都武蔵野市桜堤３丁目１番３号平益コーポ103
債務者　山中　浩司
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７６号
東京都三鷹市野崎３丁目３番10号アステイオス野崎303
債務者　里　　智也
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１１号
東京都調布市富士見町１丁目33番地16富士見第１市営Ａ―101
債務者　飯村　　巌
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８５号
川崎市宮前区東有馬３丁目６番33―402号みさきスカイシャトー
債務者　田島　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
川崎市多摩区布田21番地27号　ハイツ稲田202
債務者　斎藤　　斎
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
川崎市多摩区西生田５丁目７番15号　ヴェルデ協栄203
債務者　前田　光祥
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
川崎市宮前区東有馬１丁目４番22号　シャルマンＢ205
債務者　高澤　順一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
川崎市川崎区富士見１丁目６番15―1105号
債務者　潮田　文子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
川崎市麻生区王禅寺東１丁目17番14号　グリーンテラスＡ201
債務者　町田　　光
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
川崎市麻生区王禅寺東１丁目17番14号　グリーンテラスＡ201
債務者　町田　美樹（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
川崎市幸区南加瀬５丁目10番15―302号　南加瀬マンション
債務者　大宮　義秋
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係